

2 分権改革と三重県の改革

(1) 地方分権改革の流れ

平成12年4月に施行された地方分権一括法は、我が国の地方自治にとって画期的な意味を持つものであった。機関委任事務制度に象徴される国の集権的体制が改められ、自治体の事務は自治事務と法定受託事務の二区分とされ、国の機関としての事務がなくなり、国の自治体に対する包括的指揮監督権は解消された。国の省庁による通達が全廃され、自治体は法令自主解釈権を手に入れることとなった。また、自治体に対する国の関与等の在り方に法定主義の原則、公正・透明の原則などが導入されるとともに、国と自治体の間の係争処理の仕組みが定められた。これらの改革は、国と自治体が対等の関係に立つことを意味し、憲法の予定する「地方自治の本旨」の一半である「団体自治の原則」を実現しようとするものであった。一般に、「地方自治の本旨」とは、住民自治と団体自治の二つの原則によって構成されるものと言われている。住民自治とは「地方自治が住民の意思に基づいて行われるという民主主義的要素（芦部信喜「憲法」岩波書店）」であり、団体自治とは「地方自治が国から独立した団体に委ねられ、団体自らの意思と責任の下でなされるという自由主義的・地方分権的要素（同書）」である。今般の分権改革において「団体自治の拡充」について一定の措置がとられたわけである。

しかし、これらの改革は、税・財源の移譲が不十分であったため財政上の団体自治が確立されなかったこと、「住民自治の原則」の視点に立った制度設計にはあまり触れられなかったことから「未完」の改革であったとすることができる。

(2) 三重県の行政システム改革

三重県では、平成8年から職員の意識改革を目指した「さわやか運動」に取り組みはじめた。平成10年からは「行政システム改革」による集中的な改革が行われた。「行政システム改革」は、後に「政策推進システム」として県政運営のシステムに導入された「ニュー・パブリック・マネジメント」の考え方により多くの影響を受けたものであった。

平成16年には「政策推進システム」を改善し、新しい総合計画「県民しあわせプラン」を実現するための行政運営の仕組みとして、「みえ行政経営体系」を策定するに至った。「みえ行政経営体系」は、経営品質向上活動と危機管理、環境マネジメントシステム（ISO14001）をマネジメントのベースとして、広聴広報・情報マネジメントシステムにより県民ニーズを把握、反映するなかで、戦略策定（Plan）、戦略展開（Do）、評価（See）のサイクルが相互に連携してマネジメントを行う行政運営システムであると言われている。

(3) 三重県議会の議会改革

執行機関で改革が進められる一方、議会でも予算の不適正執行を契機に、議会の諸課題についての改革が推し進められることとなった。平成8年には「三重県議会改革検討委員会（議長、副議長、各派代表者による）」を設置し、議会では、これま

で情報公開条例への実施機関としての参加、本会議一般質問のテレビ中継、委員会会議録の作成・公表、予算決算特別委員会の設置、議長交際費・海外視察・県外調査の定期的情報提供など様々な改革を行ってきている。

また、議会改革を促進する大きな要因の一つは、平成12年4月に地方分権一括法が施行されたことである。これにより、県の事務の7割から8割を占めていた機関委任事務が廃止された。この国の機関委任事務については、議会の議決権や調査権が及ばなかったが、この事務の廃止により、議会は原則的に全ての事務について関与することができるようになった。

こうした分権改革の流れの中で、議会が本来持っている役割が認識され、議会が長の追認機関であるとの批判にこたえるため、審議会の委員への議員の就任の原則禁止など執行機関と一線を画し、是々非々の立場で対等に議論するための議会改革を進めてきている。平成11年第2回定例会では、43年ぶりに知事提出条例の修正、平成14年第1回定例会では、「工事請負契約について」の議案の否決、決算もこれまでに5ヶ年分を不認定としている。政策に係る議員提出条例案の提出についても、平成11年度から積極的に取り組まれてきており、平成15年度までに9件の条例が制定されている。

平成14年3月には、三重県議会が目指す方向等を議員が共通認識を持つとともに、県民に分りやすく伝えるため、分権時代を先導する議会を目指すことを基本理念とする「三重県議会の基本理念と基本方向」を決議した。